

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成18年12月7日(2006.12.7)

【公開番号】特開2005-100175(P2005-100175A)

【公開日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-334187(P2003-334187)

【国際特許分類】

G 06 Q 10/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

G 06 T 1/00 (2006.01)

G 08 G 1/14 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 1 7 2

G 06 F 17/60 1 1 8

G 06 T 1/00 3 3 0 Z

G 08 G 1/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月18日(2006.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の店舗の駐車場に入車する車両及び当該駐車場から出車する車両の撮像情報を出力する撮像手段と、前記撮像手段から出力された車両の撮像情報から当該車両を識別する車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を前記撮像手段で撮像した時刻を示す時刻情報及び前記車両識別情報抽出手段で抽出した当該車両の車両識別情報に基づいて、各車両の前記所定の店舗の駐車場での滞在時間を判別する判別手段を備える、顧客情報収集装置。

【請求項2】

請求項1に記載の顧客情報収集装置であって、前記判別手段は、所定期間内における各車両の前記所定の店舗の駐車場での累積滞在時間を車両識別情報に対応させて判別する、顧客情報収集装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載の顧客情報収集装置であって、前記判別手段は、所定期間内における各車両の前記所定の店舗の駐車場への入車回数を車両識別情報に対応させて判別する、顧客情報収集装置。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載の顧客情報収集装置であって、前記撮像手段は、前記所定の店舗の駐車場に入車する車両の撮像情報を出力する入車車両撮像手段と、前記所定の店舗の駐車場から出車する車両の撮像情報を出力する出車車両撮像手段を有する、顧客情報収集装置。

【請求項5】

所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報を出力する撮像手段と、前記撮像手段から出力された車両の撮像情報から当該車両

を識別する車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を前記撮像手段で撮像した時刻を示す時刻情報及び前記車両識別情報抽出手段で抽出した当該車両の車両識別情報に基づいて、所定期間内における前記所定の店舗の駐車場への各車両の入車回数を車両識別情報に対応させて判別する判別手段を備える、顧客情報収集装置。

【請求項 6】

所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報を出力する撮像手段と、前記撮像手段から出力された車両の撮像情報を当該車両を識別する車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、前記車両識別情報抽出手段で抽出した車両識別情報をグループ分けするグループ分手段と、車両の撮像情報を前記撮像手段で撮像した時刻を示す時刻情報及び前記グループ分手段でグループ分けされた当該車両の車両識別情報に基づいて、所定期間内における前記所定の店舗の駐車場への各車両の入車回数をグループ毎に判別する判別手段を備える、顧客情報収集装置。

【請求項 7】

所定の店舗を含む複数の店舗に設けられ、各店舗の駐車場に入車した車両の撮像情報を出力する複数の撮像手段と、前記撮像手段から出力された車両の撮像情報を当該車両を識別する車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を前記撮像手段で撮像した時刻を示す時刻情報及び前記車両識別情報抽出手段で抽出した当該車両の車両識別情報に基づいて、前記所定の店舗の駐車場に入車した車両の移動履歴を判別する判別手段を備える、顧客情報収集装置。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の顧客情報収集装置であって、前記判別手段は、所定期間内に前記所定の店舗の駐車場に入車した車両であって、他の店舗の駐車場に入車した車両の他の店舗毎の総数を移動履歴として判別する、顧客情報収集装置。

【請求項 9】

請求項 5 ~ 8 のいずれかに記載の顧客情報収集装置であって、前記所定の店舗の駐車場に入車した車両の撮像情報を出力する撮像手段は、前記所定の店舗の駐車場に入車する車両及び当該駐車場から出車する車両の撮像情報を出力し、前記車両識別情報抽出手段は、前記撮像手段から出力される前記所定の店舗の駐車場に入車する車両の撮像情報あるいは前記所定の店舗の駐車場から出車する車両の撮像情報を抽出し、前記判別手段は、前記撮像手段から前記所定の店舗の駐車場に入車する車両の撮像情報が出力された時刻及び前記所定の店舗の駐車場から出車する車両の撮像情報が出力された時刻を示す時刻情報と前記車両識別情報抽出手段で抽出した当該車両の車両識別情報に基づいて、前記所定の店舗の駐車場における各車両の滞在時間を判別する、顧客情報収集装置。

【請求項 10】

所定の店舗の駐車場に入車する車両及び当該駐車場から出車する車両の撮像情報を出力する撮像手段と、前記撮像手段から出力された車両の撮像情報を当該車両を識別する車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を前記撮像手段で撮像した時刻を示す時刻情報及び前記車両識別情報抽出手段で抽出した当該車両の車両識別情報に基づいて、前記所定の店舗における各車両の履歴を判別する判別手段を備える、顧客情報収集装置。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 10 のいずれかに記載の顧客情報収集装置であって、前記車両識別情報抽出手段は、前記撮像装置から出力された車両の撮像情報を当該車両のナンバーを判別する、顧客情報収集装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

前記課題を解決するための本発明の第1発明は、請求項1に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項1に記載の顧客情報収集装置は、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び出車する車両を撮像する撮像手段と、撮像手段から出力された車両の撮像情報から車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、撮像情報を撮像した時刻及び当該撮像情報から抽出した車両識別情報に基づいて、各車両の所定の店舗の駐車場での滞在時間を判別する判別手段を備えている。

なお、車両識別情報としては、各車両のナンバー等の各車両を識別可能な情報が用いられる。また、撮像情報を撮像した時刻としては、秒、分、時間等の種々の単位を用いることができる。勿論、日や月等を用いてもよい。

また、本発明の第2発明は、請求項2に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項2に記載の顧客情報収集装置では、判別手段は、所定期間内における各車両の所定の店舗の駐車場での滞在時間を車両識別情報に対応させて判別する。

また、本発明の第3発明は、請求項3に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項3に記載の顧客情報収集装置では、判別手段は、所定期間内における各車両の所定の店舗の駐車場への入車回数を車両識別情報に対応させて判別する。

また、本発明の第4発明は、請求項4に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項4の顧客情報収集装置では、所定の店舗の駐車場に入車する車両を撮像する入車車両撮像手段と、所定の店舗の駐車場から出車する車両を撮像する出車車両撮像手段を有している。

また、本発明の第5発明は、請求項5に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項5に記載の顧客情報収集装置は、所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報を出力する撮像手段と、撮像手段から出力された車両の撮像情報から車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、撮像情報を撮像した時刻及び当該撮像情報から抽出した車両識別情報に基づいて、所定期間内における前記所定の店舗の駐車場への各車両の入車回数を車両識別情報に対応させて判別する判別手段を備えている。

なお、撮像情報を撮像した時刻としては、秒、分、時間等の種々の単位を用いることができる。勿論、日や月等を用いてもよい。

また、本発明の第6発明は、請求項6に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項6に記載の顧客情報収集装置は、所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報を出力する撮像手段と、車両の撮像情報から車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、抽出した車両識別情報をグループ分けするグループ分け手段と、車両の撮像情報を撮像した時刻及び当該撮像情報から抽出され、グループ分けされた車両識別情報に基づいて、所定期間内における所定の店舗の駐車場へのグループ分けされた車両毎の入車回数を判別する判別手段を備えている。

なお、撮像情報を撮像した時刻としては、秒、分、時間等の種々の単位を用いることができる。勿論、日や月等を用いてもよい。

また、本発明の第7発明は、請求項7に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項7に記載の顧客情報収集装置は、所定の店舗を含む複数の店舗の駐車場に入車した車両の撮像情報を出力する複数の撮像手段と、車両の撮像情報から車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を撮像した時刻及び当該撮像情報から抽出した車両識別報に基づいて、所定の店舗の駐車場に入車した車両の移動履歴を判別する判別手段を備えている。

なお、撮像情報を撮像した時刻としては、秒、分、時間等の種々の単位を用いることができる。勿論、日や月等を用いてもよい。

また、本発明の第8発明は、請求項8に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項8に記載の顧客情報収集装置では、判別手段は、所定期間内に所定の店舗の駐車場に入車した車両であって、他の店舗の駐車場に入車した車両の他の店舗毎の総数を移動履歴として判別する。

また、本発明の第9発明は、請求項9に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項9に記載の顧客情報収集装置は、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び出車する車両の撮像情報を出力する撮像手段を有するとともに、車両識別情報抽出手段は、所定の店舗の駐車場に入車する車両あるいは出車する車両の撮像情報から車両識別情報を抽出し、判別手段は、各車両の所定の店舗の駐車場での滞在時間を判別する。

また、本発明の第10発明は、請求項10に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項10に記載の顧客情報管理装置は、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び当該駐車場から出車する車両の撮像情報を出力する撮像手段と、撮像手段から出力された車両の撮像情報から車両識別情報を抽出する車両識別情報抽出手段と、車両の撮像情報を撮像した時刻及び当該撮像情報から抽出した車両識別情報に基づいて、所定の店舗における各車両の履歴を判別する判別手段を備えている。

なお、車両識別情報としては、各車両のナンバー等の各車両を識別可能な情報が用いられる。また、撮像情報を撮像した時刻としては、秒、分、時間等の種々の単位を用いることができる。勿論、日や月等を用いてもよい。

また、本発明の第11発明は、請求項11に記載されたとおりの顧客情報収集装置である。

請求項11に記載の顧客情報収集装置では、車両識別情報抽出手段は、車両の撮像情報から当該車両のナンバーを判別する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

請求項1に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び出車する車両の撮像情報から、各車両の所定の店舗の駐車場での滞在時間、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店した顧客の当該店舗での滞在時間を判別することができるため、顧客が会員カードを用いることなく、多くの顧客情報を容易に収集することができる。これにより、顧客の滞在時間に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項2に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定期間内における各車両の所定の店舗の駐車場での滞在時間、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店した顧客の当該店舗での所定期間内（例えば、1週間内や1ヶ月内）の累積滞在時間を判別することができる。これにより、顧客の所定期間内の累積滞在時間に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項3に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定期間内における各車両の所定の店舗の駐車場への入車回数、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店する顧客の所定期間内（例えば、1週間や1ヶ月）の来店回数を判別することができる。これにより、顧客の所定期間内の来店回数に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項4の顧客情報収集装置では、入車車両撮像手段と出車車両撮像手段を設けているため、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び出車する車両を確実に検出することができる。

また、請求項5に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報から、所定期間内における各車両の所定の店舗の駐車場への入車回数、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店する顧客の所定期間内（例えば、1週間内や1ヶ月内）の来店回数を判別することができるため、顧客が会員カードを用いることなく、顧客情報を容易に収集することができる。これにより、顧客の所定期間内の来店回数に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項6に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定の店舗の駐車場に入車した車両あるいは所定の店舗の駐車場から出車した車両の撮像情報から、所定期間内における

所定の店舗の駐車場へのグループ分けされた車両毎（例えば、車両の登録地域毎）の入車回数、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店する顧客のグループ毎（例えば、居住地域毎）の、所定期間内の来店回数を判別することができるため、顧客が会員カードを用いることなく、顧客情報を容易に収集することができる。これにより、グループ毎（例えば、居住地域毎）の顧客の所定期間内の来店回数に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項7に記載の顧客情報収集装置を用いれば、各店舗の駐車場に入車した車両の撮像情報から、所定の店舗の駐車場に入車した車両の移動履歴、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店した顧客の移動履歴を判別することができるため、顧客が会員カードを用いることなく、顧客情報を容易に収集することができる。これにより、顧客の移動履歴に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項8に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定期間内に所定の店舗の駐車場に入車した車両であって、他の店舗の駐車場に入車した車両、すなわち、所定期間に車両を運転して所定の店舗に来店した顧客であって、他の店舗にも来店した顧客の総数を判別することができる。これにより、所定期間内の顧客の移動履歴に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項9に記載の顧客情報収集装置を用いれば、顧客の所定の店舗での滞在時間を判別することができる。これにより、顧客の滞在時間に対応した集客対策を講ずることができる。

また、請求項10に記載の顧客情報収集装置を用いれば、所定の店舗の駐車場に入車する車両及び出車する車両の撮像情報から、所定の店舗の駐車場に入車した車両及び出車した車両の履歴、すなわち、車両を運転して所定の店舗に来店した顧客の履歴を判別することができるため、顧客が会員カードを用いることなく、顧客情報を容易に収集することができる。

また、請求項11に記載の顧客情報収集装置では、車両識別情報抽出手段により車両のナンバーを抽出するため、車両識別情報を容易に、確実に抽出することができる。